

石川県公報

平成26年1月21日
第12664号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (同)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	1	○県有財産貸付一般競争入札公告 (管財課)	5
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	9
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	10
○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	3	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	10
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	3	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	11
○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (水産課)	4	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	12
○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定の一部改正 (同)	4	○都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告 (同)	13
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	13
		○人事委員会 ○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	13

告 示

石川県告示第17号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
市立輪島病院 舳倉診療所	輪島市海士町所属 舳倉島出邑山1番4	平成25年10月1日
市立輪島病院 西保診療所	輪島市大沢町ホサソ201番地	〃
市立輪島病院 南志見診療所	輪島市小田屋町口部4番地	〃
市立輪島病院 七浦診療所	輪島市門前町鶴山12の50番地	〃
医療法人 内灘こどもクリニック	河北郡内灘町字ハマナス二丁目37番地	〃
向クリニック	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	〃
ちよくし町クリニック	加賀市勅使町ハ25-1	平成25年11月1日

石川県告示第18号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
市立輪島病院 舳倉診療所	輪島市海士町所属舳倉島出邑山1番4	平成18年1月31日
市立輪島病院 南志見診療所	輪島市里町3部1番地	平成24年1月31日
内灘こどもクリニック	河北郡内灘町字大学2丁目202 ノーブルハイツ1F	平成25年9月30日
向病院	羽咋郡志賀町富来領家町ハ30番地1	〃

石川県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
中小田 秀 真	在宅マッサージ 治療院 寿楽	小松市打越町丁51-3	平成25年10月1日
加 藤 雅 義	在宅マッサージ 治療院 寿楽	かほく木津ニ7の12番地	〃
指 江 和 喜	在宅マッサージ 治療院 寿楽	白山市成町431	〃
石 蔵 一 浩	ほくりく針灸整骨院	七尾市和倉町り部35-10	平成25年10月3日

石川県告示第20号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
市立輪島病院 舳倉診療所	輪島市海士町所属 舳倉島出邑山1番4	平成25年10月1日
市立輪島病院 西保診療所	輪島市大沢町ホサソ201番地	〃
市立輪島病院 南志見診療所	輪島市小田屋町口部4番地	〃
市立輪島病院 七浦診療所	輪島市門前町鶴山12の50番地	〃
医療法人 内灘こどもクリニック	河北郡内灘町字ハマナス二丁目37番地	〃
向クリニック	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	〃
ちよくし町クリニック	加賀市勅使町ハ25-1	平成25年11月1日

石川県告示第21号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
市立輪島病院 舳倉診療所	輪島市海士町所属舳倉島出邑山1番4	平成18年1月31日
市立輪島病院 南志見診療所	輪島市里町3部1番地	平成24年1月31日
内灘こどもクリニック	河北郡内灘町字大学2丁目202 ノーブルハイツ1F	平成25年9月30日
向病院	羽咋郡志賀町富来領家町ハ30番地1	〃

石川県告示第22号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
中小田 秀 真	在宅マッサージ 治療院 寿楽	小松市打越町丁51-3	平成25年10月1日
加 藤 雅 義	在宅マッサージ 治療院 寿楽	かほく木津ニ7の12番地	〃
指 江 和 喜	在宅マッサージ 治療院 寿楽	白山市成町431	〃
石 蔵 一 浩	ほくりく針灸整骨院	七尾市和倉町リ部35-10	平成25年10月3日

石川県告示第23号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
内視鏡手術モニタ等 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年12月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
- 5 落札金額
49,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年11月15日

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
A重油 480,000リットル 購入

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年12月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
松村物産株式会社
金沢市広岡2丁目1番27号
- 5 落札金額
89,565円/リットル
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年11月26日

石川県告示第24号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成14年石川県告示第649号。以下「告示第649号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第649号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の小松加入区の項区分の欄を次のように改める。

- ① 小型定置漁業又は主として刺網若しくはかごを使用して営む漁業
- ② 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①に掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第25号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成18年石川県告示第488号。以下「告示第488号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第488号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の西海第3加入区の項区分の欄を次のように改める。

- ① 大型定置漁業又は総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業
- ② 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①に掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第26号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成26年1月22日から施行する。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行香林坊支店の項中「、生涯学習センター」を削り、表の株式会社北国銀行小立野支店の項中「能楽堂」の次に「、生涯学習センター」を加える。

石川県告示第27号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成26年1月27日から施行する。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行香林坊支店の項中「金沢市香林坊1丁目」を「金沢市南町」に改める。

公 告

県有財産貸付一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産貸付

(2) 貸し付ける施設名及び貸付面積並びに販売品目

別表1のとおり

(3) 貸付期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 入札方法

入札価格は貸付期間中の貸付料の総額とし、次の入札方法のうちいずれかの方法により別表2のとおり入札に付するものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、土地の貸付に係る落札価格については、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

ア 単独入札

物件ごとにそれぞれ入札に付すもの

イ 一括入札

二以上の物件を一括して入札に付すもの

ウ 一抜け入札

採用順位を定めた二以上の物件について一回で入札し、採用順位に従って落札者を決定するが、採用順位が上位の物件の落札者が入札した落札物件より下位のものの入札価格を無効とするもの。ただし、採用順位が上位の落札者のほかに入札がない場合及び予定価格以上の有効な入札がない場合は、有効とする。

2 入札日時

別表2のとおり

3 開札日時

入札後即時開札

4 入札及び開札の場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階603会議室

5 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 法人にあっては県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては県内で事業を営んでいる者であること。

(6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理・運営している実績を有している者であること。

6 契約の条項を示す場所等

(1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付場所

ア 別表3に掲げる物件番号ごとの「入札の事務を執行する機関」

イ 石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

7 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書及び添付書類を(2)の受領期限までに、別表3に掲げる物件番号ごとの「入札事務を執行する機関」まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。

(2) 受領期限

平成26年2月19日(水)午後5時(簡易書留の場合は、受領期限内必着とする。)

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 貸付料の納入

貸付料は落札価格とし、年度ごとに、県が発行する納入通知書により、年額を指定の期日までに納入する。ただし、年2回の分割納入をすることができる。

(5) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(6) 問合せ先

別表3に掲げる物件ごとの「入札事務を執行する機関」

別表1

物件番号	施設名	設置場所	財産区分	住所	貸付面積	販売品目
1	石川県福祉総合研修センター	交流サロン (県立図書館4階)	建物	金沢市本多町3丁目48番地	1.70m ²	飲料
2	石川県福祉総合研修センター	交流サロン (県立図書館4階)	建物	金沢市本多町3丁目48番地	1.70m ²	飲料
3	石川県湖南運動公園	サッカー場便所横	土地	金沢市大場町ワ19番1	2.10m ²	飲料
4	石川県湖南運動公園	C野球場更衣室横	土地	金沢市大場町ワ19番1	1.20m ²	飲料
5	石川県営平和町団地	集会所玄関横	土地	金沢市平和町2丁目6番	2.50m ²	飲料
6	石川県立高松病院	社会療法棟1階 自販機コーナー	建物	かほく市内高松ヤ36	0.99m ²	飲料
7	石川県立高松病院	職員厚生棟1階ホール	建物	かほく市内高松ヤ36	0.72m ²	飲料
8	石川県立高松病院	デイケアセンター 1階小ホール入口横	建物	かほく市内高松ヤ36	1.08m ²	飲料
9	石川県立高松病院	職員厚生棟1階ホール	建物	かほく市内高松ヤ36	1.08m ²	飲料
10	石川県立高松病院	社会療法棟1階 自販機コーナー	建物	かほく市内高松ヤ36	1.65m ²	飲料
11	石川県立高松病院	社会療法棟1階 自販機コーナー	建物	かほく市内高松ヤ36	1.65m ²	飲料
12	石川県立高松病院	管理診療棟1階 外来待合コーナー	建物	かほく市内高松ヤ36	1.08m ²	飲料
13	石川県サッカー・ラグビー競技場	管理棟受付横	土地	能美市山口町チ25番2	1.75m ²	飲料

別表2

ア 単独入札物件

物件番号	入札区分	施設名	設置場所	住所	入札日時
5	単独入札	石川県営平和町団地	集会所玄関横	金沢市平和町2丁目6番	平成26年2月26日 午前10時45分
8	単独入札	石川県立高松病院	デイケアセンター1階 小ホール入口横	かほく市内高松ヤ36	平成26年2月26日 午前11時15分
9	単独入札	石川県立高松病院	職員厚生棟1階ホール	かほく市内高松ヤ36	平成26年2月26日 午前11時30分
13	単独入札	石川県サッカー・ラグビー競技場	管理棟受付横	能美市山口町チ25番2	平成26年2月26日 午後1時30分

イ 一括入札物件

物件番号	入札区分	施設名	設置場所	住所	入札日時
3	一括入札	石川県湖南運動公園	サッカー場便所横	金沢市大場町ワ19番1	平成26年2月26日 午前10時30分
4		石川県湖南運動公園	C野球場更衣室横	金沢市大場町ワ19番1	
6	一括入札	石川県立高松病院	社会療法棟1階 自販機コーナー	かほく市内高松ヤ36	平成26年2月26日 午前11時
7		石川県立高松病院	職員厚生棟1階ホール	かほく市内高松ヤ36	

ウ 一抜け入札物件

物件番号	入札区分	施設名	設置場所	住所	入札日時
1	一抜け	石川県福祉総合研修センター	交流サロン (県立図書館4階)	金沢市本多町3丁目48番地	平成26年2月26日 午前10時15分
2	入札	石川県福祉総合研修センター	交流サロン (県立図書館4階)	金沢市本多町3丁目48番地	
10	一抜け 入札	石川県立高松病院	社会療法棟1階 自販機コーナー	かほく市内高松ヤ36	平成26年2月26日 午前11時45分
11		石川県立高松病院	社会療法棟1階 自販機コーナー	かほく市内高松ヤ36	
12		石川県立高松病院	管理診療棟1階 外来待合コーナー	かほく市内高松ヤ36	

別表3

物件番号	施設名	入札の事務を執行する機関	自動販売機の設置場所を所管する機関
1～2	石川県福祉総合研修センター	石川県健康福祉部厚生政策課 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎9階 電話番号 076-225-1411	石川県石川中央保健福祉センター福祉相談部 金沢市本多町3丁目1番10号 電話番号 076-223-9552
3～4	石川県湖南運動公園	石川県農林水産部生産流通課 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎13階 電話番号 076-225-1622	財団法人石川県民ふれあい公社 金沢市袋島町南193番地 電話番号 076-268-6222
5	石川県営平和町団地	石川県土木部建築住宅課 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎16階 電話番号 076-225-1776	ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体 金沢市若草町16番1 電話番号 076-241-5370
6～12	石川県立高松病院	石川県立高松病院事務局総務課 かほく市内高松ヤ36 電話番号 076-281-1125	石川県立高松病院事務局総務課 かほく市内高松ヤ36 電話番号 076-281-1125

13	石川県サッカー・ラグビー競技場	石川県教育委員会事務局スポーツ健康課 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎18階 電話番号 076-225-1851	能美市教育委員会事務局スポーツ課 能美市大成町ヌ118番地 電話番号 0761-58-2273
----	-----------------	--	---

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成25年12月26日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ささえる絆ネットワーク北陸

3 代表者の氏名

喜成 清重

4 主たる事務所の所在地

金沢市新神田4丁目4番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、北陸で居住する全ての市民に対して健康で文化的な生活を営む事のできる社会実現に関する事業を行い、北陸の地から全国に貧困をなくす活動を発信することを目的とする。

1 申請を受理した年月日

平成25年12月27日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 北陸泌尿器疾患研究会

3 代表者の氏名

並木 幹夫

4 主たる事務所の所在地

小松市園町ニ29番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、医師主導によるわが国独自の泌尿器疾患に関する基礎的・臨床的研究推進事業、研究発表会・研究検討会等学術集会開催事業、情報収集・提供事業及び泌尿器疾患の病態及び病因に関する知識の広報・啓発事業等各事業を行い、本研究成果をアジア諸国と共有し、併せて世界に発信することにより、様々な泌尿器疾患治療法の進歩を促し、もって、北陸地区・わが国・アジア諸国は言うに及ばず、地球上の全人類の保健・医療・福祉の増進による健康と幸福に著しく貢献することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
亀 田 正 二	県内全域	小松市沖周辺土地区画整理事業地内仮地番5街区30号 医療法人社団愛康会 小松ソフィア病院
齊 藤 竜 平	〃	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 公立穴水総合病院
木 南 佳 樹	〃	〃
林 圭	〃	〃
青 木 洋 文	〃	〃

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール内灘

河北郡内灘町千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エスポア

代表取締役 石川 英樹

愛知県名古屋市中種区今池1丁目5番10号

(変更後) 株式会社エスポア

代表取締役 石川 英樹

愛知県名古屋市緑区曾根2丁目162番地

3 変更の年月日

平成25年12月9日

4 変更する理由

建物設置者の住所に変更があったため

5 届出年月日

平成26年1月10日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年1月21日から同年4月21日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年4月21日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年1月22日から同年2月20日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に

異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
矢 田 地 区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市農林課
百 浦 ・ 赤 住 地 区	〃	〃	志賀町農林水産課
大 世 町 地 区	〃	〃	〃
春 木 地 区	〃	〃	中能登町農林課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
小松都市計画道路 3・3・28号小松駅東通り1号線 (旧3・3・47号小松駅東通り1号線)	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画道路 3・4・25号幸八幡線 (旧3・4・43号幸八幡線)	〃
小松都市計画道路 3・4・26号本江若杉線 (旧3・4・44号本江若杉線)	〃
小松都市計画道路 3・4・27号沖白江線 (旧3・4・45号沖白江線)	〃
小松都市計画道路 3・4・30号日の出町線 (旧3・4・49号日の出町線)	〃
小松都市計画道路 3・4・31号松任町白江線 (旧3・4・50号松任町白江線)	〃
小松都市計画道路 3・4・32号土居原末広線 (旧3・4・51号土居原末広線)	〃
小松都市計画道路 3・5・13号大和末広線 (旧3・5・16号大和末広線)	〃

小松都市計画道路 3・5・14号松任町向本折線 (旧3・5・17号松任町向本折線)	〃
小松都市計画道路 3・5・15号丸の内浜田線 (旧3・5・18号丸の内浜田線)	〃
小松都市計画道路 3・5・16号今江三谷線 (旧3・5・20号今江三谷線)	〃
小松都市計画道路 3・5・17号三湖台通線 (旧3・5・21号三湖台通線)	〃
小松都市計画道路 3・5・21号希望ヶ丘線 (旧3・5・26号希望ヶ丘線)	〃
小松都市計画道路 3・5・23号山口大島線 (旧3・5・29号山口大島線)	〃
小松都市計画道路 8・6・4号土居原町線 (旧8・6・8号土居原町線)	〃
小松都市計画道路 3・6・33号小松駅西通り線 (旧3・5・52号小松駅西通り線)	〃
小松都市計画道路 3・6・34号高架側道2号線 (旧3・6・53号高架側道2号線)	〃
小松都市計画道路 3・6・35号高架側道3号線 (旧3・6・54号高架側道3号線)	〃
小松都市計画道路 8・7・1号末広梯川線 (旧8・7・5号末広梯川線)	〃
小松都市計画道路 8・7・2号高架側道1号線 (旧8・7・6号高架側道1号線)	〃
小松都市計画道路 8・7・3号高架側道4号線 (旧8・7・7号高架側道4号線)	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能美都市計画土地区画整理事業 (寺井町東部丘陵地土地区画整理事業)	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課

都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告

都市計画法に基づく公聴会の開催公告(平成25年12月20日付け石川県公報第12657号登載)による公聴会は、公述の申出がなかったため、開催しない。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年1月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
(2工区) 加賀市加茂町ヲ50番1、51番1	加賀市山代温泉桔梗丘二丁目61番地 笹原 浩二 加賀市山代温泉桔梗丘二丁目61番地 笹原 紀代美

人 事 委 員 会

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第一号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

「石川県公立大学法人

別表第一中 石川県住宅供給公社 を「石川県公立大学法人」に改める。

石川県道路公社」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

